

帯広市奨学金返済支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市内の中小企業等の労働力不足解消等を目的として、帯広市に定住し奨学金を返還する正社員等を雇用する中小企業等が、正社員等の奨学金の返還額の全部又は一部を支援する場合に、当該支援に要した経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 帯広市に本店を有する者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の法人であつて、次のいずれかに該当するもの

(ア) 医療法人

(イ) 学校法人

(ウ) 社会福祉法人

(エ) 一般社団法人

(オ) 公益社団法人

(カ) 特定非営利活動法人

ウ ア又はイに掲げる者に準ずるものとして市長が認めるもの

(2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。

(3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他地方公共団体等が大学等の生徒・学生等に対して貸与する資金で市長が認めるものをいう。

(4) 正社員等 次に掲げるすべての要件を満たす者をいう。ただし、公務員及びこれに準ずる法人等の職員は除く。

ア 雇用（労働）契約書又は労働条件通知書等（以下「雇用契約書等」という。）において、雇用期間の定めのない者であること。ただし、試用期間（正規従業員としての適格性判定のため、使用者が労働者を本採用の前に試みに使用する期間をいう。）として雇用期間の定めがある者であつて、当該期間の経過後に雇用期間の定めのない契約へ移行することが予定されているものについては、雇用期間の定めのない者とみなす。

イ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者（同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

（交付対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる中小企業等（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げるすべての要件を満たす正社員等（以下「支援対象者」という。）を雇用していること。
 - ア 補助金の交付の対象となる支援を受けた期間において、市内に住所を有する者であること。
 - イ 令和 7 年 4 月 1 日以降に、新たに採用（中途採用者を含む。）された者であること。
 - ウ 大学等の在学中に奨学金の借入があること。
 - エ 補助金の交付の対象となる支援を受けた期間が 60 月以上の者でないこと。
 - オ 奨学金の返還に対する他の助成制度の適用を受けていないこと。
 - カ 奨学金の返還を延滞していないこと。
 - キ 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (2) 支援対象者に対し、金銭給付又は独立行政法人日本学生支援機構等への代理返済等により奨学金の返還額の全部又は一部を支援している（返還条件を付して金銭給付若しくは代理返済し、又は返還免除条件を付して金銭貸借し奨学金の返還額の全額又は一部を支援している場合を含む。）こと。
- (3) 帯広市の運営するマッチングサイト「ビズロケとかち」に登録していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者でないこと。
- (6) 帯広市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は暴力団員等でないこと。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助対象経費は、補助金の交付の対象となる支援の期間（以下「補助対象期間」という。）のうち、第 10 条の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度（以下「補助決定年度」という。）において、交付対象者が支援対象者（第 8 条に規定する支援対象者として申請した者に限る。以下この条において同じ。）の奨学金の返済を支援するために要した費用（以下「支援額」という。）と、次の各号に掲げる金額のいずれか低い額を支援対象者ごとに算定し、

その算定した額を合算した額とする。ただし、各支援対象者につき第4項の規定により算定した補助対象期間が60月を超える場合は、当該超過期間にかかる奨学金の返済を支援するために要した費用は支援額に含めないものとする。

(1) 240,000円

(2) 1,200,000円から、過年度において当該支援対象者につき算定した補助対象経費の合計額を減じた額

2 前項の補助金の対象とする奨学金は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付対象者に雇用される支援対象者が借り入れた奨学金であること。

(2) 交付対象者が補助の対象となる奨学金の返済（繰り上げ返済等を除く。以下同じ。）を支援した日が属する年度（以下「交付対象年度」という。）において、正社員等として勤務した期間に返済された奨学金であること。

3 補助対象期間は、月を単位として算定するものとし、支援対象者1人につき60月を限度とする。

4 補助対象期間は、支援対象者ごとに算定するものとし、複数の雇用主に雇用される場合は、それぞれの補助対象期間を通算するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、予算の範囲内とする。

（交付対象者の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、第9条に規定する交付申請及び実績報告書の提出にあたり、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする交付対象者は、交付対象年度の4月1日から4月30日までの間に、帯広市奨学金返済支援補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象者に関する次に掲げる書類

ア 帯広市奨学金返済支援補助金支援対象者等一覧（認定申請用）（様式第2号）

イ 現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

ウ 採用日、労働条件等を明示した雇用契約書等の写し

エ 「ビズロケとかち」に登録していることが分かる書類（登録画面の写し等）

オ 奨学金の返還額の全部又は一部を支援する制度に関する規程の写し（当該規程を制定している場合に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 支援対象者に関する次に掲げる書類

ア 住民票の写し（雇用された日以後に発行されたものに限る。）

イ 雇用保険の被保険者であることを証する書類の写し

ウ 貸与を受けている奨学金に関する書類（借入先、借入金額、返還計画及び返還残額等が確認できる書類）

エ その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

4 第2項の規定による申請にあたり、新たに支援対象者としてすることができる正社員等の数は、交付対象者あたり2名を限度とする。

5 過年度に支援対象者として認定を受けている者は、第3条第1号に掲げる要件を満たす限り、前項の規定にかかわらず支援対象者として申請することができる。

6 市長は、第2項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査の上、認定の可否を決定し、帯広市奨学金返済支援補助金交付対象者認定（不認定）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付対象者認定の取消し）

第7条 市長は、前条第6項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた交付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、その旨を帯広市奨学金返済支援補助金交付対象者認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(1) 交付対象者から認定を辞退する届出があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により前条第6項の認定を受けたとき。

（申請及び交付）

第8条 補助金は、毎年度、第6条第6項に規定する認定を受けた交付対象者からの申請に基づき、当該年度分を交付するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第9条 認定を受けた交付対象者で、補助金の交付を受けようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、交付対象年度の3月1日から3月31日までに、帯広市奨学金返済支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 帯広市奨学金返済支援補助金支援対象者等一覧（交付申請用）（様式第6号）

(2) 交付申請者の支援対象者への支援額が確認できる書類（給与明細書の写し等）

(3) 税情報確認承諾書（様式第7号）

(4) 支援対象者の住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

（補助金交付の決定及び補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査の上、この要綱に規定する要件を満たすと認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、帯広市奨学金返済支援補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第8号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の不交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、帯広市奨学金返済支援補助金不交付決定通知書（様式第9号）により、理由を示してその旨を交付申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第10条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、その旨を帯広市奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により交付決定を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 第3条第2号の規定による支援を行った後、支援対象者に対し当該支援として給付又は代理返済した金額の全部又は一部の返還を求めた、又は支援対象者から当該金額の全部又は一部の返還を受けたとき。

(4) その他市長が交付を不相当と認めたとき。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から5年間において前項第3号の規定に該当したときは、速やかにその旨を帯広市奨学金返済支援補助金支援対象者支援金返還報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

3 第1項第1号及び第3号の規定による交付決定の取消しは、取消事由の発生日に遡って適用する。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、帯広市奨学金返済支援補助金返還命令通知書（様式第11号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の

返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第14条 交付決定者は、帯広市奨学金返済支援補助金交付請求書(様式第12号)により、補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 交付決定者は、対象期間内における補助対象経費に係る支出を明らかにした書類等を整備し、支援対象者ごとに、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度に限り、第6条第2項中「4月30日」とあるのは「9月30日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、改正後の第2条第4号アの規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和8年度に限り、改正後の第2条第4号アただし書の規定に該当する正社員等を支援対象者として第6条第1項の認定を受けようとする交付対象者に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「交付対象年度の4月1日から4月30日までの間」とあるのは、「令和9年3月16日まで」とする。